

事 務 連 絡  
令和3年3月22日

一般社団法人 日本建設業連合会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した  
業務の実施について

平素より建築行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、「緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について」（令和3年1月7日付け事務連絡）により連絡をしたところですが、各都道府県等に対し、緊急事態宣言解除後も建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく業務の実施にあたって、引続き留意すべき事項について、別添のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、糸山

TEL : 03-5253-8513

国住指第 4 4 5 2 号  
令和 3 年 3 月 2 2 日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
( 公 印 省 略 )

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した  
建築士法に基づく手続きに係る業務の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。  
日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、「緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築士法に基づく手続きに係る業務の実施について」（令和 3 年 1 月 7 日付け国住指第 3478 号）により協力をお願いしたところですが、緊急事態宣言解除後も建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）に基づく手続きに係る業務の実施にあたっては、引き続き下記の点に留意されるようお願いいたします。

記

業務の実施にあたっては、換気や咳エチケット等の徹底を行うとともに、電子申請又は郵送による対応等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮してください。

特に以下の法に基づく手続きについても、電子申請又は郵送による対応も実施することが可能と考えられますので、同様に感染予防に最大限配慮していただきますようお願い申し上げます。

- ・ 法第 5 条の 2（建築士の住所等の届出）
- ・ 法第 8 条の 2（建築士の死亡等の届出）
- ・ 法第 23 条（建築士事務所の登録及び更新）
- ・ 法第 23 条の 5（建築士事務所の変更の届出）
- ・ 法第 23 条の 6（建築士事務所の業務報告書の提出）
- ・ 法第 23 条の 7（建築士事務所の廃業等の届出）

なお、電子申請については「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令の施行について（技術的助言）」（令和 2 年 12 月 28 日付国

住指第 3404 号) で通知した通り、押印を求める手続きの見直し等を行っております。  
当該通知に基づき、電子申請による対応に積極的に取り組むようお願いいたします。

以上

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、糸山

TEL : 03-5253-8513